様式第１２号（第９条関係）

改善措置命令書

第　　　　 号

　　 年　　月　　日

 様

　　　　　　　　　　　　　　　大東市長

年　　月　　日付け　　　第　　　号で認可した終身建物賃貸借事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第５４条の基準に適合した管理を行っていないと認められるので、同法第６８条の規定により、下記のとおり必要な措置をとるべきことを命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認可番号（認可年月日） | 　第　　　　　　　号（　　年　　月　　日） |
| 認可事業者の氏名又は名称 |  |
| 当該認可住宅の地名地番及び住棟住戸番号 |  |
| 改善に必要な措置の内容 |  |
| 措置を講ずべき期限 |  |
| 改善のために講じた措置の報告に必要な書類 | 次の書類を大東市長に提出すること。 |

（教示）

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に大東市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大東市を被告として（訴訟において大東市を代表する者は、大東市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

※　改善に必要な措置が期限までに講じられない場合は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第６９条第１項の規定により、事業の認可を取り消すことがあります。